

令和5年11月6日

芦屋市議会議長 帰山 和也 様

民生文教常任委員長 たかおか 知子

民生文教常任委員会 行政視察報告書

本委員会は、下記のとおり行政視察を実施しましたので、報告します。

記

- 1 日 程 令和5年10月25日（水）～10月26日（木）
- 2 視察先及び
視 察 項 目 子どもの権利条例について（愛知県瀬戸市）
まちなか図書館について（愛知県豊橋市）
- 3 参 加 者 委 員 長 たかおか 知子
副 委 員 長 浅海 洋一郎
委 員 岩岡 りょうすけ、山口 みさえ、西崎 薫
ひろせ 久美子、西村 まさと
随 行 市議会事務局議事調査課 湯本 俊哉
- 4 視察報告書 別紙のとおり

以 上

令和5年度 民生文教常任委員会 行政視察報告書

視 察 日 時	令和5年10月25日（水） 13時30分 ～ 15時00分
視 察 先	愛知県瀬戸市議会
視 察 内 容	子どもの権利条例について
視 察 目 的 (視察先選定理由)	<p>瀬戸市が子どもの権利条例をいち早く施行し、その実施を開始した成功事例を収集するとともに、本市においても同様の政策を取り入れ、将来の子どもたちの幸福な成長を促進するための知見を得ること、また、未来の世代に向けて、よりよい環境を早期に築くため、瀬戸市の取組を推進し、議論と協力の機会を創出したいと考えた。</p> <p>瀬戸市の実践を参考にし、「瀬戸市こども総合計画」に基づく、守られるべき子どもの権利について学ぶことを目的とする。</p>
調 査 概 要	<p>瀬戸市の面積・瀬戸市の人口 約 111.4 km²（本市の面積の約6倍）、人口は本市の約1.5倍にあたる都市 <瀬戸市の子ども権利条例の特徴></p> <p>瀬戸市の理念 瀬戸市子ども総合計画に基づき、「安心して子育てができ、子どもが健やかに育つまち」を掲げている。すべての子ども・若者が心身ともに健やかに成長し、自立して社会に羽ばたける社会環境をつくるため、子どもの最善の利益を基本理念に、子ども・若者を総合的かつ計画的に支援。「瀬戸市子ども総合計画」を令和2年度に策定</p> <p>子どもの権利 子どもの権利が尊重され、安心できる環境の中で、子どもの意見を表明し、社会に参加できていることを目指している。事業の取組として、「子ども条例の制定」と「子ども会議の設置」がある。</p> <p>条例誕生までのプロセス 条例制定に向け、「子ども・若者会議」を3回実施し、様々な子どもの意見を集約</p> <p>子どもの権利を保障する大人の責務 子どもの権利を守るためには、市役所、保護者、学校関係者、地域住民等の責務や役割を理解し、大人たちが連携して子どもの成長を支えることが求められている。 <子どもの権利条例のすばらしい点></p> <p>子どもにやさしいまちを目指す 瀬戸市内の子どもや保護者へのアンケート結果から、子どもの権利について正確な知識を持つ人は全体の約8%にとどまり、低い水準であることが明らかになった。この課題に対処し、子どもの権利が確立された環境で、「子どもにやさしいまち」を構築するため、個々の人が子どもの権利について理解を深め、できることに積極的に取り組むことが不可欠と考え、これを実現すべく「瀬戸市子どもの権利条例」を制定</p> <p>子どもの自己権利意識の普及 瀬戸市では「子どもの権利条例」の制定に向けて、周知に工夫を凝らしていた。この取組の一環として、子どもたち自身が中心となる「子ども・若者会議」を実施するために、参加者を公募して子どもたちが権利について学び、議論して提案する機会があった。この会議には、市内の小中高生と特別支援学校の児童生徒約50人が集まり、子どもの権利について自分たちで考える場を提供していた。</p>

条例の制定プロセスに子どもの力を借りる

権利条例の制定において、子どもたちに「あなた一人ひとりの気持ちや存在が一番の権利」という考えを共有し、子どもたちの意見や思いが大切であることを強調していた。子ども自身の意見や思いを反映させるため、子どもたちが、子どもの権利や権利条例案などについて話し合う「子ども・若者会議」を通じて、子どもの権利に関する意見を交換し、条例に反映すべき内容を討議した。このプロセスでは、大人の意見や干渉を排除して、子どもが自分の権利やまちづくりについて話し合うことを大切にし、重要視されていた。その結果、子どもたちの声が大きく反映した子ども権利条例が制定された。この取組は、子どもたちが自身の権利に積極的に参加し、自己主張できる社会での重要性を強調するものであり、子どもの権利を尊重、推進するためのすばらしい実践事例である。

子どもたちの意見を集約した結果

子どもたちは会議に参加し、自分たちの意見を表明し、それが大人たちに共感されることで喜びを感じ、大人も子どもたちの気持ちを理解する機会を持つことはすばらしいことだと実感した。子どもたちの意見を先に集約し、その後、パブリックコメントで大人の意見を集約し、最終的に権利条例に結びつけるプロセスは効果的であり、子どもたちは問題提起や課題を示し、大人たちが子どもの権利を尊重し守ることの重要性に気づく機会を提供していた。そして、子どもたち自らが積極的に、子どもの権利を広めるための方法を提案している。このようなアプローチは、子どもの権利の推進に向けた瀬戸市の優れた実践例である。

市及び保護者等の責務と役割の理解

子どもの権利を保護するために、市・保護者・学校等関係者の責務や地域住民等の果たすべき役割を明確にし、協力と周知が必要であることが強調されていた。

子どもの権利認知と社会支援の向上

子どもの権利について、「内容を知っている」と答えている子ども及び保護者の割合が、平成30年度の8.9%から令和5年度には20%に上昇し、市民の認知度が向上し、関心も高まっていることが示されていた。子どもの権利が尊重され、安心できる環境で子どもが意見を表明し、社会へ積極的に参加できていることが、子どもと若者をサポートし、子育てを支える社会基盤が整備されていることを示している。この成功の背景には「子どもの権利条例の制定」と「子ども会議の設置」といった取組が大きく寄与していた。

子ども支援策の計画と実行において子どもの声を重要視

子どもの声の重要性は、子ども総合計画の策定と実行において特に強調されていた。この計画は、行政だけでなく、様々な関係機関（市民、地域、NPO・団体・企業など）との連携と協議を通じて推進されている。この特徴的なアプローチにより、子ども支援策の成功に向けた包括的なアクションが実現されており、さらに、「子ども・子育て会議（児童福祉審議会）」では、市長、庁内の連携会議、事務局会議に加えて、市民の意見の反映とは別に、子ども・若者の声を特に重要視していた。子どもたち自身が計画に参加し、その声が計画の進行に反映されていることは、子ども支援策の成功に不可欠な要素とされている点がすばらしいと感じた。

子どもを守るための4つの重要な権利

子どもは生まれたときから「一人の人間」として大切にされるべきかけがえのない存在であり、これらの権利を尊重するため、子どもが安全で幸せな環境で成長できるよ

<p>調 査 概 要</p>	<p>う、大人が提供するという理念が瀬戸市にはあった。併せて、自分らしく主体的に生活できるように、また、子どもの権利を守るために、子どもの権利条約には4つの基本的な原則が掲げられている。</p> <p>1. 安全に安心して生きる権利 2. 自分らしく生きる権利 3. 主体的に参加する権利 4. のびのびと豊かに育つ権利</p>
<p>所 感 (意見・感想・今後の課題等)</p>	<p>瀬戸市の視察を通じて、印象的だったのは子どもたちの声を尊重し、大人たちの責務が強化されている点である。瀬戸市のアプローチは、子どもたちが自分らしく生き、主体的に参加し、伸び伸びと成長する権利を保障することを重視しており、このアプローチに感銘を受けた。子どもの権利を守るために、大人たちは子どもたちに関わることを考え、子どもの権利について周知し、子ども・若者自身が自由に意見を表明し、話し合う場を提供し、その子どもの意見を尊重して応援し、子どもたちが安心して育つ環境を整えていた。特に子どもたちの主体性が尊重され、市政に参加し、議論する機会を提供する「子ども・若者会議」は素晴らしい取組であり、将来の市民としての自覚を育む場としての役割を果たしている。子どもが自分たちで議論に参加し、ディベートを行う機会を提供している点は素晴らしいと思う。このようなアプローチが子どもたちの教育と成長を支え、社会参加の大切さを教えている。同時に、本市では子どもの意見が後回しにされ、大人の意見が優先されて子ども施策の計画が決定してしまうことがあるように感じた。</p> <p>本市では、瀬戸市のように子どもの意見を尊重し、子どもたち自身が市政に参加し、議論する機会を提供する体制が整っていないことが課題として挙げられるのではないか。また、子どもたちの声を直接反映できていないこと、子どもたちの主体性を育む機会が限られているように感じた。瀬戸市の「子どもの権利条例」を見習い、本市が瀬戸市のようなアプローチを取り入れ、子どもたちが市政に関心を持ち、参加する機会を増やしていくことが重要である。</p> <p>総評として、瀬戸市の子ども支援策に関する取組を高く評価し、他の地域にも同様のアプローチが導入されることを期待し、今後の施策につなげていくために、本市議会としても要望を伝え、実行に移すことを検討したい。</p>

令和5年度 民生文教常任委員会 行政視察報告書

視 察 日 時	令和5年10月26日(木) 10時00分 ～ 11時30分
視 察 先	愛知県豊橋市議会
視 察 内 容	まちなか図書館について
視 察 目 的 (視察先選定理由)	豊橋市のまちなか図書館はその独自のアプローチとコミュニティーへの積極的な関与が注目されている。まちなか図書館の設立経緯やコミュニティーとの交流、新しい利用者層の獲得、プログラムの多様性、図書館の役割と将来展望についての知識は、本市の地域社会への貢献につながるであろうと考えた。図書館サービスの向上と、地域コミュニティーの発展に向けた新たなアプローチを探るために、そのヒントやアイデアを学ぶことを目的とする。
調 査 概 要	<p>豊橋市の面積・豊橋市の人口</p> <p>約 261.9 km² (本市の面積の約 1.4 倍)、人口は本市の約 4 倍にあたる都市 <豊橋市のまちなか図書館の特徴></p> <p>市内の図書館数・まちなか図書館の面積・施設の開館</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中央図書館をはじめ、4箇所の図書館がある。 ・計 3978.24m² ([2F] 1913.76m² [3F] 2064.48m²) ・2021年11月にオープンし、開館して約2年が経過する。 <p>室内の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちなか図書館は再開発ビル内に位置し、2階と3階に面している。 ・中央に階段が設けられ、これにより館内の各スペースが連結されている。 ・中央にはアートスペースが配置されており、カフェスペースも併設。ステージとスクリーンが備えられており、ステージは大きな階段の一部としても機能している。 ・従来の図書館で使用されていたNDC(日本十進分類法)にとらわれず、各ゾーン、スペースのコンセプトに沿って、資料を並べる独自のテーマ配架を行っている。 <p>開館時間・休館日</p> <p>開館時間は午前9時～午後9時、休館日は第4金曜日(祝日の時は前日)、年末年始 <まちなか図書館のすばらしい点></p> <p>来場者数の増加</p> <p>まちなか図書館は、設立からわずか2年の短い期間で、他の図書館を大きくしのいでおり、一日当たりの平均来場者数 1,731 人(令和4年度)という数字は、豊橋市内の他の図書館と比較して、その何倍も多く、成長率は印象的だった。このことから、まちなか図書館がまちなかへの新たなにぎわいの創出に成功していることを示している。この点がまちなか図書館の特徴の一つである。</p> <p>新規貸出券登録件数の増加</p> <p>まちなか図書館では、従来の図書館とは異なる利用者層が見られる。年齢別貸出券登録状況を見ても、中学生から大学生世代の登録割合が著しく高く、これは若い世代にとっても魅力的な場所であることを示唆している。このような変化は、まちなかへの新たなにぎわいの創出になっている。</p>

調 査 概 要

ICT化の推進

まちなか図書館はICT（情報通信技術）を積極的に活用しており、返却機の導入によって、本を返却する際には、ブースごとにベルトコンベヤーが自動的に貸し出し棚のブースを選別してくれる仕組みを採用していた。これにより、人員の負担が軽減され、他の重要な業務に専念できる効率的な運用を実現している。

公募による館長

全国公募により選ばれた行政業務未経験の女性館長であり、彼女のリーダーシップと斬新なアイデアが、まちなか図書館の成功に大いに貢献していた。日々めまぐるしく変化する社会の中で、これまで正解だと信じてきたものを手放して、挑戦や変化を求めながら選択を繰り返し、新しい考えの図書館を創ってこられたと感じた。

知と交流の創造拠点

毎月多彩なイベントが開催されており、地域の人々に新たなコミュニケーションと知識の交流の機会を提供していた。図書館が情報提供の場だけでなく、人とのつながりを築き、地域社会に貢献する拠点として機能していることが明確だった。

BGMの影響

音響環境にも工夫があり、館内全体にBGMを流すことにより、その他の雑音が聞こえにくくなるよう設計されている。これは、静かな環境と活発なコミュニケーションの調和を促進するすばらしいアイデアである。また、テーマ配架もユニークで、日本十進分類法に縛られない独自のテーマ配置が行われていることで、利用者は自分の行きたい場所を選び、関心のあるテーマにアクセスしやすい環境が整っていた。

空間づくり

各ゾーン・スペースは、間仕切りを持たない「動」の空間が活用されている。書架の高さも抑えることで広がりも感じられ、施設内の空間づくりにも注力されていた。ワークショップスペースから各ゾーンに至るまで、利用者同士の交流と活動を促進するデザインが採用されており、図書館内の隔たりがないのが好印象だった。

多目的本の配置

本の配置の工夫に感銘を受けた。まちなか図書館では、清潔で魅力的な環境を提供しており、本の配置やデザインは熟考されている。特に注目すべき点が、本の選択しやすさ、見つけやすさ、手に取りやすさ、及び整頓のよさである。これらの要素が訪れる人々に魅力的な場所を提供することになっている。

電子書籍の不活用

まちなか図書館は電子書籍を活用せず、知と交流の場であることを強調し、地域の人々にとって訪れる価値のある場所として位置づけていた。電子書籍は便利なツールである一方で、図書館への訪問文化を減少させる可能性があるが、まちなか図書館は電子書籍の便益とは異なる、図書館ならではの魅力が存在する。図書館を訪れる人々に新たな経験とコミュニケーションの機会を提供しているのがよい。

図書館にピアノ

寄附によって設置された電子ピアノがあり、予約制でヘッドホンをつけることでピアノを演奏ができる。楽譜なども手に取りやすい場所に備えられている。音楽演奏の場としても共有され、図書館をより多くの人々にとって多目的利用の幅を広げた場所として提供していた。

<p>調 査 概 要</p>	<p>図書館の新しい3つの考え方</p> <p>従来の図書館の常識を変え、館内を訪れる人々に新たな体験と交流の機会を提供していると感じた3つのポイントについて述べる。</p> <p>1. 調べる</p> <p>仕事や暮らしに役立つビジネス書、実用書、地域情報など、幅広いカテゴリーの最新情報を提供していた。これは、図書館を知識の宝庫として位置づける要因となり、新たなスキルや情報を得る場所となっている点が良い。</p> <p>2. 交流する</p> <p>トークイベントや交流会など、利用者同士が情報やスキルを共有し、新しい出会いが生まれる場を提供していた。知識と交流の場としてのアプローチの一環であり、地域社会に新たなコミュニケーションの機会を創出している。人々が互いに学び合い、つながりを築く場所として機能していることが魅力的である。</p> <p>3. 発信する</p> <p>館内の多様なスペースを活用して知識や情報を発信し、地域で共有する機会を提供していた。これは、地域社会との連携と情報発信の側面を強化して、まちなか図書館が地域社会における、情報発信の中心地としての役割を果たしている点が良い。</p>
<p>所 感 (意見・感想・今後の課題等)</p>	<p>豊橋市のまちなか図書館と本市の状況を比較した際、まちなか図書館の特徴が際立つ一方で、本市の図書館における課題が浮かび上がった。まちなか図書館の特徴は、図書館を単なる本の貸出しという場所を超えて、知識と交流の拠点としての存在価値を高めている点が特に印象的であり、その成功要因は本市においても参考にできる事例と言える。まちなか図書館は、高齢者や親子連れなどのターゲット層だけでなく、若い世代から現役世代まで広い年齢層に魅力的な場所として設計され、幅広い利用者に関われることの重要性を感じた。</p> <p>まちなか図書館では、地域社会に対する新たなコミュニケーションの機会の提供、ICT（情報通信技術）の積極的な活用による施設運営の効率化、施設内のデザインやレイアウトの工夫による利用者同士の交流と活動を促進するデザインの採用、また、司書が厳選した本がテーマに沿って配置されていたことなどが強みであると感じた。</p> <p>本市の図書館もまちなか図書館の事例を参考に、新しいアプローチで進化させ、新しい体験やコミュニケーションの場を提供し、地域社会に新たな活気をもたらす図書館の実現や、図書館をきっかけとした地域社会の新たな施設やプロジェクトへの展開を期待する。今後の施策につなげていくために、本市議会としても要望を伝え、実行に移すことを検討したい。</p>

視察の様子（令和5年度 民生文教常任委員会）

視 察 先 ①

1 0 月 2 5 日
愛 知 県 瀬 戸 市



瀬戸市役所を訪問しました。



こども未来課の職員の方にご説明をいただきました。

視 察 先 ②

1 0 月 2 6 日
愛 知 県 豊 橋 市



豊橋市まちなか図書館を訪問し、職員の方にご説明をいただきました。



※この「視察の様子」のページは市議会事務局職員が作成しています。